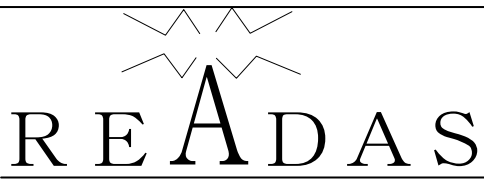


第 4432 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

生命保険契約に係る生命保険料控除の適用関係

Q：平成22年の税制改正で、生命保険料控除の改正がありました。対象となる生命保険契約は申込日で判断するのですか？

A：申込日ではなく、保険期間の起算日である契約日で判断します。

【解説】

平成22年度税制改正では、生命保険料控除制度が改正され（新生命保険料控除）、介護医療保険料控除（適用限度額4万円）が創設されるとともに、新契約に係る一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ4万円（改正前：5万円）とされ、各保険料控除の合計適用限度額が12万円（改正前：10万円）に引き上げられました。この取扱いは、平成24年以後に締結した保険契約から適用されることとなっていますが、生命保険契約の締結に係る基準日は、生命保険契約の申込日や責任開始日ではなく、保険期間の起算日である契約日で判断することとなっていますので、注意してください。

また、旧契約に附帯して新契約を締結した場合のその旧契約は、この適用対象となる（新契約）とみなすこととされており、この新契約とみなす範囲の契約変更等の基準日は、手続日や責任開始日ではなく、効力発生日となっています。

この対象となる新契約には、転換やアカウント型商品の保障見直し、主契約の更新、特約の更新、特約の付加が該当します。

